

平成八年(ワ)第一〇号

原告 外川 正
被告 社会保険診療報酬基金

一九九八年七月一六日

右原告訴訟代理人
弁護士 山中 邦 紀
同 佐々木 良 博

盛岡地方裁判所民事部 御 中

準 備 書 面

被告は、本件治療計画書には歯周治療用装置の記載がないとして、本件歯周治療用装置は治療計画書に基づくものとは言えない旨主張する。以下、反論する。

第一 本件治療計画書の記載内容について

一 A子患者について

1 A子患者の治療計画書(甲第六号証)には、右上一、二番及び左上一番の歯に対する治療計画の内容として、「除石」(注1)と「RCT」(注2)が記載されている。治療計画書に記載されている事項はこの二項目であるが、「除石」及び「RCT」という治療計画の記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきである。

「除石」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りである。

歯周組織検査→ハブラシ指導→歯垢や歯石等の除去→歯面の研磨→歯周組織検査→メンテナンス

「RCT」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りである。

古い冠の除去→歯冠部ならびに根管内の感染歯質の削除→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→根尖周囲組織の消炎処置→根管内の消毒→根管内の人工材料による充填封鎖→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→メタルコアの印象採得・咬合採得→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→メタルコアの試適・調整・合着→最終的冠の支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的冠の試適・調整・合着→最終的冠のメンテナンス

なお、「除石」と「RCT」の処置は並行しあるいは交錯しながら進められることになる。

2 本件においては、「除石」、「RCT」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解しうるものであり、暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着についても治療計画書上当然予定されているものと言うべきである。

したがって、本件暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着は治療計画書に基づくものと言うことができる。

なお、治療計画書の記載としては、「除石」及び「RCT」に伴う具体的な処置内容をそれぞれの歯について全て記載することは困難であることから、かかる簡潔な記載が行われる場合が多く、また、保険点数の算定においても「除石」、「RCT」というような簡潔な記載で足りるものとして運用されていることについては後に述べるとおりである。

注1：「除石（スケーリング）」とは、歯面に付着している歯垢や歯石等の沈着物を除去することを言う。

注2：「RCT」とは、歯の根管の治療を意味する。

二 B子患者について

1 B子患者の治療計画書（甲第七号証）には、右上四番と右上六番の歯及び右上五番欠損部の歯に対する治療計画の内容として、「除石」と「ブリッジの装着」が記載されている。治療計画書に記載されている事項はこの二項目であるが、「除石」及び「ブリッジの装着」という治療計画の記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきである。

「除石」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、A子患者について述べたのと同様である。

「ブリッジの装着」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りである。

古いブリッジの除去→支台歯の感染歯質の削除→感染歯質を削除して形成される実質欠損部歯面の消毒→実質欠損部分の人工材料による補填→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→最終的ブリッジの支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的ブリッジの試適・調整・合着→最終的ブリッジのメンテナンス

なお、「除石」と「ブリッジの装着」の処置は並行しあるいは交錯しながら進められることになる。また、本件においては、右上四番の歯は、古いブリッジを除去した際に根管内の感染が明らかになったことから、根管治療を行っている。

2 本件においては、「除石」、「ブリッジの装着」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解しうるものであり、暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着についても治療計画書上当然予定されているものと言うべきである。したがって、本件暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着は治療計画書に基づくものと言うことができる。

なお、治療計画書の記載としては、「除石」及び「ブリッジの装着」に伴う具体的な処置内容をそれぞれの歯について全て記載することは困難であることから、かかる簡潔な記載が行われる場合が多く、また、保険点数の算定においても「除石」、「ブリッジの装着」というような簡潔な記載で足りるものとして運用されていることについては後に述べるとおりである。

第二 治療計画書の記載内容並びに様式について

一 治療計画書の記載内容について

治療計画書とは、「臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいう」（昭和六〇年二月一八日保険発第一一〇号）とされている。

しかし、その記載については、「その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めれば良いわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きでよいことになった」（甲第一一〇号証 デンタルダイヤモンド増刊号 VOL. 15 NO. 9 P17）。

したがって、治療計画書に個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はない。

また、実際に用いられている治療計画書の様式もそのほとんどが、以下に述べるように、簡潔な記載を行う様式が採用されており、具体的な処置内容を詳細に記載する様式とはなっていない。

二 岩手県歯科医師会による治療計画書の記載様式について

岩手県歯科医師会が作成しその使用を推奨している治療計画書（甲第一二〇号証）は、全顎を六分割した欄に番号（・Pー除石 ・歯周ポケット搔爬 ・早期歯周外科手術 ・F o p ・G e c t ・補綴処置）を記載するという極めて簡潔な様式である。

従って、岩手県歯科医師会の右治療計画書を使用している歯科医師は、治療計画書には右・ないし・の番号を記載するのみで、それ以外の具体的な処置を記載することはなく（甲第一三〇号証）、従って歯周治療用装置に関する事項を記載することはない。そして、歯周治療用装置を装着した場合には、この様式の治療計画書に基づいて歯周治療用装置に関する診療報酬の請求が行われ、これまでその請求は認められてきているのである。このことは、保険点数の算定上、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているものと理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、治療計画書に基づくものとして保険点数を算定していることを示すものである。

三 本件治療計画書の様式（歯周治療用カルテ）について

原告の治療計画書の記載様式は、昭和六一年に岩手県保険医協会が作成したものである。この様式は、保険医協会会員がP（・）型の歯周治療をできるだけ容易に取り入れることができるように作成されたものである。そして、岩手県保険医協会がこの様式を採用するにあたっては、昭和六一年三月に、当時の指導医療官であった菊地万之助医師に校正して頂くとともにその了承を受けて作成し採用したものである。なお、このカルテ様式は、昭和六一年六月二八日に開催された岩手県保険医協会歯科部会主催の「よくわかる歯周治療研究会」において出席者に紹介・配布され、全会員に対しては郵送にて紹介・配布されている。

したがって、原告の治療計画書の様式は、原告が独自に使用しているものではなく、指導医療官の了承のもとに岩手県保険医協会が作成したものである。また、こ

の様式の治療計画書に基づいて、歯周治療用装置に関する診療報酬の請求が行われ、これまで、その請求は認められてきていたものであって、かかる事実も、保険点数の算定上、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているものと理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、治療計画書に基づくものとして保険点数を算定していることを示すものである。

四 治療計画書の具体的な記載例について

甲第一四号証は、デンタルダイヤモンド増刊号（VOL. 11 NO. 14 P204～212）に紹介されている治療計画書の記載例であり、甲第一号証の三〇三頁以下は、デンタルダイヤモンド増刊号（VOL. 15 NO. 9）に紹介されている治療計画書の記載例である。いずれの場合も、これらの治療計画書に基づいて歯周治療用装置の診療報酬請求が行われている。しかし、これらの治療計画書には、いずれも歯周治療用装置の記載は存在しない。

甲第一四号証の症例は左下第一小臼歯及び第二小臼歯に対して「Cr」（鑄造冠）と記載されており、鑄造冠の装着が予定されている以上、当然に暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着も予定されている症例である。それにもかかわらず、この治療計画書に歯周治療用装置の装着の記載が行われていないのは、「Cr」という治療計画書の記載から、この処置に伴って歯周治療用装置の装着が行われることは当然に理解されうるからである。なお、この症例では、治療計画書に歯周治療用装置の装着の記載が存在しないにもかかわらず、診療報酬の請求が行われている（二一三頁）。これは、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、「治療計画書に基づく」ものとして保険点数が算定されていることを示すものである。

また、甲第一号証三〇三頁以下の症例は、右下五番乃至七番の暫間被覆冠（歯周治療用装置）を治療計画書の作成以前に装着した症例であり、この場合についても診療報酬の請求が行われている（三一三頁）。かかる場合の診療報酬の算定は、算定告示（乙第九号証）の歯科診療報酬点数表の「第二章特掲診療料」「第八部処置」「第一節処置料」（その他の処置）の「I 018 歯周治療用装置」の項の（4）において認められている。算定告示が、治療計画書を作成する以前の段階で装着した歯周治療用装置の診療報酬請求を認めているのは、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなくとも、カルテ等の記載から歯周治療用装置の装着の必要性が理解されうるからにほかならない。このように、算定告示が、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなくともカルテ等の記載から歯周治療用装置の装着の必要性が理解される場合については診療報酬請求を認めている以上、治療計画書の記載それ自体から歯周治療用装置の必要性が理解される場合について診療報酬が認められるべきことは当然であって、右算定告示の定めはかかる趣旨をも示すものというべきである。

第三 以上述べたように、治療計画書は簡潔な記載を行うことで足りるとされており、その記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解される場合

には、歯周治療用装置装着の処置は治療計画書に基づくものとして、診療報酬請求（保険点数の算定）が認められるべきであり、又実際にも認められてきたものである。そして、本件においては「第一」において述べたとおり、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解されるのであるから、本件歯周治療用装置の装着は「治療計画書に基づく」ものというべきである。

従って、被告の主張は理由がない。